

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度塩谷町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)社会保障財源交付金 101,443 千円
 【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)社会保障財源交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 1,028,076 千円

(単位:千円)

款	項	目	平成27年度 決算額	財源内訳						
				特定財源				一般財源		
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3	1	1	社会福祉総務費	19,717		1,339			2,857	15,521
		2	国民健康保険費	125,111	13,431	44,313			10,471	56,896
		3	障害福祉費	215,411	88,220	51,725			11,730	63,736
		4	老人福祉費	402,441		28,190		2,425	57,796	314,030
			小計	762,680	101,651	125,567	0	2,425	82,855	450,182
	2	1	児童福祉総務費	179,746	105,160	28,140		127	7,200	39,119
		3	母子福祉費	35,953	148	11,290			3,811	20,704
			小計	215,699	105,308	39,430	0	127	11,010	59,824
			合計	978,379	206,959	164,997	0	2,552	93,865	510,006
	4	1	保健衛生費	49,697	163	783			7,578	41,173
2			予防費	49,697	163	783	0	0	7,578	41,173
		合計	49,697	163	783	0	0	7,578	41,173	
		計	1,028,076	207,122	165,780	0	2,552	101,443	551,179	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各費目に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。